

工期遅延等に係る協議について

1. 建設工事請負契約〔株神鋼環境ソリューション〕

	協議項目	高砂市の考え (令和4年3月定例会 追加参考資料 No.10)	合意(案)									
1	設計・施工期間の変更 (約款 第23条) ・工期について	・受注者(株神鋼環境ソリューションをいう。以下同じ)からの工期延長の申入れは、約款第21条に基づく受注者の責めに帰すことのできない事由ではないことから、工期延長は認めない。(工期延長を認めると遅延損害金が発生しない) ※よって、今後は「工期延期」ではなく「工期遅延」と表現する。	・同左。									
2	請負代金額の変更方法等 (約款 第24条)	・受注者の責による遅延のため請負代金額の増額はない。	・同左									
3	部分払いに関する支払い (約款 第41条) (特記規定 第11条) ・令和3年度出来高(部分払い)について	・令和3年度について出来高払いのため契約変更する。 (契約変更で1回支払い回数を増やす。) <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">現 行</td> <td style="padding: 0 10px;"></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">変 更 後</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">出来高払い 5回</td> <td style="padding: 0 10px;"></td> <td style="padding: 2px;">出来高払い 6回</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">完成払い 1回</td> <td style="padding: 0 10px;"></td> <td style="padding: 2px;">完成払い 1回</td> </tr> </table>	現 行		変 更 後	出来高払い 5回		出来高払い 6回	完成払い 1回		完成払い 1回	・契約変更済み(令和4年3月29日)
現 行		変 更 後										
出来高払い 5回		出来高払い 6回										
完成払い 1回		完成払い 1回										
4	履行遅滞の場合における損害金等 (約款 第45条)	・遅延損害金の積算根拠となる請負代金額としては、部分渡しは旧施設の解体費用のみとし、その額を控除した額とする。 ・遅延損害金の率は、年2.8%とする。現在国では2.5%に下がっているが、原契約を継続するので変更しない。	・遅延損害金の積算根拠となる請負代金額は契約金額の総額とする。 ・遅延損害金の率は、年2.8%とする。									
5	売電収入の取り扱い(試運転中の費用) (約款 特記規定第10条)	・工期遅延により施設引渡しも遅延することから、売電収入については、受注者の収入となる。 ・施設引渡し後は高砂市の収入となる。	・試運転により発電された電力は受注者に帰属 ・試運転に必要な負荷運転のための処理対象物の提供に要する費用、試運転により発生する不燃・粗大ごみ処理施設からの資源化物等の処理に要する費用、及び焼却残渣の運搬・処分費用は高砂市負担。 ・試運転に要した電気料金、ガス料金、補助燃料費、薬品費、人件費等その他上記以外の試運転に関連する費用は、受注者負担。									

	協議項目	高砂市の考え (令和4年3月定例会 追加参考資料 No.10)	合意(案)
6	灰の処分 (約款 特記規定第10条 第2号)	・施設引渡し前であっても要求水準を満たしている灰については、原契約どおり本市の負担で処分する。ただし、基準値を超過する灰の処分は受注者の負担とする。	・同左
7	タービン発電機部材の健全性確認		・下記①～③に係る確認書類の合意。 ① SKSとJFEEとの間の保証内容 ② 保証期間後に生じた故障に対する対応策 ③ 故障、不具合発生時の負担者及び負担割合

2. 運営業務委託契約〔(株)高砂環境サービス〕

	協議項目	高砂市の考え (令和4年3月定例会 追加参考資料 No.10)	合意(案)
1	契約期間(約款 第9条) (基本協定書約款第3条) <原契約> ・運営期間 令和4年3月31日 から 令和24年3月31日 まで	・契約の開始日のみを遅らせるものとし、終了年月日の令和24年3月31日は変更しない。 ・運営期間の開始日は施設完成後(引渡し後)に変更する。 ・運営期間の開始日までの間は委託料を支払わない。	・同左

3. 設計施工監理業務委託契約〔(一財)日本環境衛生センター〕

	協議項目	高砂市の考え (令和4年3月定例会 追加参考資料 No.10)	合意(案)
1	工期遅延に伴う設計施工監理料		・当初契約額からの変更はしない。(工期遅延による令和4年4月以降の追加委託料は無し)

工期遅延に伴う損害補償について

【多聞法律事務所相談要旨】

対応弁護士：米田 耕士

① 契約工期に遅延した工事に関し、遅延損害金の他に実損害を請求することができるか。

契約約款第 45 条は民法でいうところの第 420 条の損害賠償にあたる項目である。民法では実損害が「予定した賠償額」（率損害）を超えたとしても請求できないという判例が確定している。しかし、工事請負契約約款の解釈はまた違う場合がある。民法の解釈と同じかどうかで結論が変わってくるが、「逐条解説 工事請負契約約款」によると、「・・・この場合、権利者は実損がそれより大きいことを証明してこれを越える損害金を請求することはできず、また義務者も実損はそれより少ないことを証明して減額を求めることも許されない。」とある。実損害を超えたときは別途請求できるという特約を契約書に入れておけばできるが、この契約約款は工事で使われる定型的な工事請負契約書であるから、請求することはできない。少し民法と言い回しは違うが、民法と同じ解釈となっている。

民法の判例でも請求できないし、工事契約約款の解釈も民法と同じ解釈となっているので、今回の場合、相手方に遅延損害金以外の損害を請求することはできない。

○民法と契約約款の関係はどう考えたらいいか？

何も定めがない場合は民法が適用される。当事者が契約で定めると、その契約約款が民法に優先して適用される。つまり、民法の特約という構図である。

② 契約書特記規定第 10 条には「試運転により発電された電力は受注者に帰属する」とあり、試運転期間の売電益の所在が明記されている。一方、要求水準書では「試運転期間は受電後の単体機器調整、・・・性能試験及び性能試験結果確認等を含めて 180 日とする」とある。性能試験がまだ終わっていないので、現在の状態は試運転期間であると事業者は主張するが、一方、180 日を上回っているのだから、試運転期間を超えているともいえる。よって、約款で当初規定している試運転の定義から外れることから、約款第 53 条「この約款に定めのない事項については・・・」で協議する余地があると解釈され、売電益の所在についても協議の対象であると主張して差し支えないか。また一方、当初予定していた試運転でないとしたら現在、試運転期間ということでごみ処理の委託費を事業者が負担していることに矛盾を起ささないか。そうなれば逆に莫大なごみ処理委託費が市に発生することになる。どう考えるのが妥当か？

協議は出来るが、主張は通らない。納期が守られてないのはまさに試運転の 180 日が守られていないから納期遅れになっていると考えるのが自然である。なぜ試運転期間中の売電は

受注者に帰属するのかその趣旨から考えたほうがよい。特記規定第 10 条 3 項と 4 項が交換条件となっていると解釈される。試運転に要した電気料金や、燃料、薬品、人件費等試運転関連費用を受注者が負担する代わりに、試運転で発電された電力は受注者に帰属させると読める。恐らくそういう立て付けになっていると考えられる。

180 日を越えているのではないかと主張しても、だから遅延損害金で市に対する損害を支払っていると相手は主張するだろう。協議はできるが、法理上主張は通らない。

手続きの透明性から、調停で決めるということになれば、裁判所の公正な意見を聞いて決めることになる。そうなると遅延損害金で十分に損失が補填されていると考えられるので、市の主張はかなり分が悪い。また、試運転でないとするなら特記規定第 10 条 3 項の摘要が外れるので、受注者が負担している試運転に要した費用を発注者が負担することになってしまい、矛盾を起こす。